

国会審議の活性化のための国会法等の 一部改正について（骨子案）

民主 党
社会民主党
国民新 党

国会法、内閣府設置法・国家行政組織法の一部改正

1. 国会法の一部改正
「政府特別補佐人」から、内閣法制局長官を除くこと。
2. 内閣府設置法・国家行政組織法の一部改正
副大臣及び大臣政務官の定数について、所要の増員を行うこと。

衆議院規則 / 参議院規則の一部改正

1. 政府参考人制度の廃止
政府参考人制度は、廃止すること。
2. 意見聴取会の開催
委員会が、審査又は調査のため、参考人〔行政機関の職員（内閣法制局長官を含む）、学識経験者、利害関係者等〕から意見を聴取しようとするときは、意見聴取会を開き、これを行うこと。

施行期日

上記の改正は、第174回国会において公布の日から施行すること。

2009年12月28日

質問通告の厳格化（申合せ事項の一部改正）

大規模な自然災害、事故、大規模テロ、他国による武力攻撃等、緊急事態を除き、委員会において質問する者は、例外なく前日の正午までに質問の項目・概要を通告すること。その期限までに通告しなかった項目について、答弁者は後日答弁することが認められること。